

答弁書第二八三号

内閣参質一七七第二八三号

平成二十三年九月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出朝鮮学校の高校授業料無償化の審査再開に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員山谷えり子君提出朝鮮学校の高校授業料無償化の審査再開に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「朝鮮学校」に係る公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の手続（以下「指定手続」という。）については、昨年十一月二十三日の北朝鮮による砲撃（以下「当該砲撃」という。）を受け、一旦停止していたところであるが、指定手続の一旦停止後、約九か月が経過し、その間に、北朝鮮が当該砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないことから、本年七月に南北間及び米朝間の対話が行われるなど北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることも踏まえれば、事態は、当該砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるに至ったため、本年八月二十九日、再開することとしたものである。

三について

一及び二についてでお答えしたとおり、指定手続については、事態が当該砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるに至ったため、再開することとしたものであり、「菅総理大臣と北朝鮮との関係に更な

る疑念を抱くものとなる」との御指摘は当たらないものと考えている。